

9月21日に代表質問に登壇しました。

その内容について報告いたします。

(詳細は県議会ホームページをご覧ください。)

1. 気候変動への対応について

異常気象という言葉が使われるようになって久しいものがありますが、昨今はその発生頻度が高まっており、まさに温暖化に起因する地球規模での気候変動と認識しています。

国においては、これまで進めてきた地球温暖化対策に加え、本年6月に「気候変動適応法」を制定し、関係者が一丸となって気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を推進することとしています。

本県においても、温暖化をいかに食い止めていくかという視点と、温暖化が進行している間いかにそこに対応・適応していくか、という視点の、両方を持って、社会資本整備、環境、農政等、各分野における適応策を打ち出していかなければなりません。

そこで、今議会において我が自民党会派から要望した内容を踏まえ、質問を行います。

1) 社会資本整備について（西日本豪雨災害から学ぶこと）

去る7月に西日本を中心に甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨」は、死者220人を超える平成において最悪の水害となってしまいました。（また、6月の大阪北部地震、今月に入り、台風21号、そして北海道いぶり地震と大規模な自然災害が続発しています。）

本県では、平成10年に発生した那須水害から20年の節目を迎え、先日、那須塩原市において被災者追悼式が執り行われ、また、今月で関東・東北豪雨から丸3年が経過したところでもあります。

改めて、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々に心からご冥福をお祈り申し上げます。

比較的短時間の局地的、集中的な、いわゆるゲリラ豪雨が全国各地で頻発していますが、今回の西日本豪雨では、西日本から東海地方を中心に、多くの地点で2日間或いは3日間の雨量が観測史上最大となるなど、長時間にわたり極めて広範囲で大雨が降り続けました。大雨特別警報が11府県に発令されたことから、その特徴がうかがえます。

まさに異常気象、気候変動であり、これまでの予測は通用しなくなってきていると言っても過言ではありません。

本県も例外ではありません。今後、本県においてあのような深刻な被害が発生することがないように、災害に強い県土づくりを目指し、防災・減災の観点からソフト・ハード両面における対策を、これまでよりも1段階2段階と上の認識に立って、鋭意進めていかなければならないと考えます。

ア) ソフト対策について

まず、ソフト面での対策から質問します。

今回の西日本での豪雨災害においては、気象庁は強いレベルで予告的に注意喚起を行いました。それに呼応し、自治体の中には早い段階から避難勧告などの避難情報を積極的に出すなどの対応も見られました。

そのような対応があったにも関わらず、豪雨はそれを凌ぐレベルで広範囲、長期間に降り続き、各地で被害が発生してしまいました。

本県でも甚大な被害が出た平成 27 年の関東・東北豪雨以降、国や各自治体では、水防法等の改正や災害から得られた教訓などを踏まえながら、住民の迅速な避難を促すため、「逃げ遅れによる人的被害ゼロ」を掲げて取り組んでいます。

行政には、想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の策定やハザードマップの見直しなどを、適時適切に行うとともに、災害時には避難勧告などの避難情報をベストなタイミングで伝え、確実な住民避難に繋げていくことが求められています。

この情報伝達については、これまでの他県の事例や県内各地域の実態を踏まえた課題分析を行い、確実に住民に伝える態勢を整えていかななくてはなりません。

同時に、その情報を受けた住民が実際に避難行動を起こせるように、住民への周知、意識づけ、日頃からの訓練も必要であると思います。

そこで、西日本における豪雨災害の課題等を踏まえ、本県での住民避難における対策について、知事にお伺いします。

<意見・要望>

◇東日本大震災や関東東北豪雨災害を経験し、本県では情報収集や情報発信といった点では、高いレベルでの対策が取られていることが分かった。それらを双方向で精度を上げていくための検証、研究を進めていくことである。

◇目にした文献には、「行政には、住民に危険を知らせる努力を最大限に行う義務があり、同時に、住民にはそれを最大限に活かすことが求められる。」とあった。

◇正確な情報を受け取って、どのような行動を起こすかを最終的に決断するのは個人である。

「自分は災害に遭わないという思い込み＝正常性バイアス」に陥ることなく、日頃からの備え・心構えが必要であろう。

◇ハザードマップ等の地域ごとのマニュアルも災害のたびに改訂され、技術的には大きな問題がない状態にまで達している。→配布されるハザードマップをどれだけの住民が普段から

見ているか。そこに示される情報をどれくらい災害対応に利用するか。

◇「災害に強いとちぎづくり条例」にも明記されているとおり、『自助・互助・共助・公助』が重要である。

「行政と住民が一体となって災害と向き合うことが大切」という共通認識の上に立って、地域防災力の向上のために、自治会長や防災リーダーを対象にした講習会や、住民を対象にした出前講座など、考える啓発活動を行っていただきたい。

◇防災教育について、県教委が主導し、県内の全校で、全員参加で、少なくとも毎年1回は実施すべきではないか。各学校の判断に任せず、県教育委員会にリーダーシップを求める。

イ) ハード対策について

次に、ハード面での対策について質問します。

今回の西日本での豪雨では、(テレビでも広く報道された)岡山県倉敷市真備町の堤防決壊を始め、九州から中部地方にかけての多くの河川において氾濫が発生し、人的・物的に甚大な被害が生じました。

本県でも、これまで、独自に「緊急防災・減災対策事業」を予算化し、河川を中心にして災害の未然防止、被害軽減のための様々な対策に鋭意取り組んできました。しかしながら、昨今の豪雨は局地的でかつ想定を超えた雨量となっています。

報道を通じ自然災害の脅威を目の当たりにした県民からは不安の声が多数上がり、河川内に異常に堆積した土砂について除去して欲しい、などの要望が増加しているのも事実であります。

これらに的確に対処し、河川の断面積確保を目的とした堆積土除去や、土砂災害危険箇所解消などに充てるため、今議会における補正予算として、自民党議員会より、河川の氾濫対策や土砂崩れ等の不測の事態に備える、防災減災対策として、調査費も含めて総額17億円の上乗せを要望しているところであります。

そこで、災害に強い県土づくりを推進するため、補正予算への考え方と、今後の防災減災への取り組みについて、知事にお伺いします。

<意見・要望>

◇台風22号によるフィリピンや香港での被災、アメリカのハリケーンなど、地球規模の気候変動等により、災害リスクが高まる中、世界的には、ここ20年で公共投資を大幅に増加させている。アメリカでは2倍、隣の韓国は2.5倍、イギリスにおいては3倍に伸ばしてい

る。

◇一方、日本においては、財政健全化といった掛け声のもと、こうした世界の流れに逆行し、公共投資をほぼ半減させている状況にあり、回復傾向にはあるものの本県もその例外ではない。

◇県民の生命や財産を守ることは、何よりも優先して取り組む施策であり、命を守る社会資本の整備を怠ることなく着実に進めていくことは、異常気象等が頻発するなか非常に重要となっている。

◇今議会が終われば、もう新年度当初予算の準備に入っていくことになる。このため、今後とも（＝新年度当初予算編成にあたって）維持管理費も含め必要な社会資本整備予算を十分確保し、必要な対策を加速化するよう要望する。

※

災害現場に真っ先に駆け付けるのは、警察、消防、さらには自衛隊の方々という認識がある。同じく、あるいはより早く現場に駆け付けることが求められるのが建設業の方々である。なぜなら、先ず、救助や復旧に入っていくための、その道を開けるという任務を負っているからである。しかし、行政側から早く現場に行ってくれと要請されても、緊急かつ優先して通行できる許可を与えられていない。できれば、“緊急通行車両”といったステッカーや車の上に取り付ける黄色等のランプを貸与することを検討してほしい。

2) 教育環境について

今年の夏は、全国各地で、子どもたちの命が危険にさらされるような暑さが記録されました。実際に、体育の授業や課外活動、教室の中など、屋内活動・屋外活動を問わず、熱中症と見られる症状で生徒が搬送される事案が続発しました。

本年 4 月に学校環境衛生基準が改正されたこともあり、県立高校の普通教室について、生徒が安全に安心して授業に臨めるように、各教室にエアコンを設置すべき時期にきていると思います。

今回の補正予算において、自民党議員会からは、エアコン未設置高校の普通教室にエアコンを設置する予算、概算で 5 億円を要望しました。

来年の夏の暑さはもはや予想はできません。この時期に予算を組んで、来年の夏までに設置を完了させるべきだと考えます。

そこで、今後、子ども達の健康を守りながら、勉学やスポーツなどの教育活動に集中できる環境を確保するため、どのように取り組もうとしているのか、教育長に伺います。

<意見・要望>

◇同窓会や PTA の好意により既に設置されているエアコンの取り扱いについて、また、設置後の例えば夏季休暇中の運用ルール等について、綿密な調整を行い、教育委員会として明確な指針を示すよう求める。

◇時間の関係で今回は質問項目に上げられなかったが、温暖化により、農業生産への影響が懸念される。実際に、猛暑であった今年の夏は、家畜の死亡頭数の増加や、トマトやぶどうの果実の色付付きが悪いなどの影響が出た。現在、収穫が行われている米についても、品質への影響が心配なところである。

この猛暑は来年以降も想定されるわけであるから、今年限りでの対応だけではなく、このような気候変動にまさに適応していくための対策が求められていると思う。

2. 真の地方創生を目指して

本県では、「とちぎ創生15戦略」を策定し、各分野での取組を推進しているところですが、「真の地方創生」を目指す上で、今般、重要であると感じた3つの項目について質問したいと思います。

まず、

1) 圏域を単位とする地方行政について
について伺います。

地方創生という大きな目標を掲げ、全国の地方都市が知恵を絞り、汗をかいて、ふるさとを思い必死に取り組んでいます。

そのような中であって、「自治体戦略2040構想研究会」という総務省の有識者研究会が本年4月26日に第一次報告書を公表し、続いて7月3日に第二次報告書を公表しました。

ここでは、「個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにすることが必要」と記されています。

この報告書を受けて、政府は、公共施設や病院、商業施設等を地方の大規模都市に集中させ、複数の自治体で構成する「圏域」単位のまちづくりを促進するための法整備も視野に、地方制度調査会を立ち上げ、地方行政のあり方について諮問したとの報道もありました。

人口減少が進んでも、地方の都市機能を維持することが目的、とのことでありますが、実質的には、小規模自治体の役割を制限する側面もあるといえます。

つまり、自治体の基盤強化策を、合併から圏域での連携へと切り替える、という方針転換と受け止められます。

将来的には、新たな行政単位と位置付ける、ともされており、圏域での連携といえは聞こえはいいですが、地方の小規模自治体にとっては極めて深刻な方針転換となることも予想されます。

そこで、県は、国の有識者研究会が公表した、圏域を単位としてマネジメントする今後の地方行政のあり方検討について、どのように受け止めているのか、知事にお伺いします。

<意見・要望>

◇この「圏域」という捉え方としては、具体的には、20万人以上の中核市を中心に、近隣の市町村が連携する「連携中枢都市圏」を主体にまちづくりを進める考えだという。そして、連携中枢都市圏以外の地域では定住自立圏構想（5万人規模）を一層推進しろ、とされている。この2つを「圏域」として捉えているものと理解す

そして

◇圏域の核となる都市がない地域では、都道府県が市町の補完、支援に本格的に乗り出すことが必要だ、とされている。

◇参考までに、第2回の報告書は、「連携中枢都市圏」がクローズアップされている。

現在、連携中枢都市圏の要件を満たしている都市は 61 市ある、本県では宇都宮市のみが該当している。そして宣言を行った宣言中枢都市が 30 市、連携中枢都市圏は 28 市となっている。(例：金沢市を中核に 4 市 2 町で「石川中央都市圏」)

(再質問)

この「連携中枢都市圏」の考え方について、県としてどう受け止めているか？

◇結果として、県の役割が増す、とか、これまでの市町との関係が変化する、とも捉えられる。それぞれが果たすべき役割、権限や財源、どのように変わっていくのか、しっかりと情報をとっていかなければならないし、それに応じた準備が必要になろう。広域的な視点からの県の役割も増すのではないか。

一方で、そうなれば、特に中核市である宇都宮市との役割分担ということについてはとりわけ、十分な調整を行っていく必要がでてくるであろう。

宇都宮市との関係について、先行きはまだ不透明ではあるが、準備として、将来を見越して今のうちから検討の場を設けてはいかがかと思う。

(再質問)

一部報道によると、この圏域を地方交付税の交付対象にする、規制緩和を行う、としている。

反面、小規模自治体への交付税配分などを調整し、独自のまちづくりは事実上抑制する方向であるという。

構想とはいえ、少々乱暴な印象を受けるが、県として国よりこのような説明を実際に受けているのか？

◇平成の合併の総括で、「圏域」ということに触れられ、そして今回、まさに「圏域」ということが報告書に出てきた。この報告書の流れに沿って、進められていくことを全否定することはできないであろう。

◇中央として、全国一律に市町村の役割を設け、都道府県に補完させる。中央集権が進むと見る有識者も少なくない。地方自治はあくまでも自治である。

◇今後、全国知事会の中でも議論されていくことにもなるかと思う。地方の立場からの議論をお願いしたい。

2) 戦略的な企業立地の促進について

雇用の確保やそれに伴う人口の維持、税収の確保、地域経済の活性化等を図るためには、企業の立地を今以上に促進していかなければなりません。まさに、地域の存続をかけた極めて重要な分野であると認識しています。

県内では、企業の設備投資意欲が依然として高い状況が続いていることを背景に、産業団地の分譲が好調に進んでいます。

最新の経済産業省の工場立地動向調査結果によりますと、平成29年通期で、本県への工場等の立地件数は41件＝全国6位、となっています。

しかしながら、企業に紹介可能な産業団地のストックが減少しています。

民間のスピードに遅れることなく、将来を見据えて、企業が求めるもの、企業が求める条件を満たせる場所を、ベストなタイミングで提示し提供できる準備をしておくことが不可欠であると思います。

これまでも、我が会派からは、県として、県全体を俯瞰して、まさにコーディネーターとしての役割を発揮していくことを（繰り返し）求めてきました。

県がもつ情報力、国との交渉力、企業局の開発力等を存分に発揮しながら、企業立地の受け皿となりうる新たな産業団地の整備と、企業の誘致、地元企業への支援を総合的に、全力で進めていくべきであります。

そこで、県は、企業立地促進について、県の果たすべき役割をどのように考え、今後どのように取り組もうとしているのか、産業労働観光部長に伺います。

(再質問)

市町によって温度差がある。地理的条件に優れ競争力があるにも関わらず、開発の意向をなかなか示さないケースがあるとしたら、それは県全体としての損失である。

県の立場で、開発を強力に促し、時には強引に進めていくことも必要なのではないかと思うが、見解を伺いたい。

◇これまでのように、市町の対応、市町からの申し出を待っているだけでは、好機を逸することになりかねない。

県全体を俯瞰的に見る、と述べたが、例えば、今後の整備計画を踏まえての道路網等を考慮しながら、開発適地を見出していく、ということである。これができるのは県だと思う。

市町に対し、「ここに産業団地を造成したらどうか」「造成すべきだ」「造成してください」

というくらいの、強力な誘導があるべきではないかと思う。

「コーディネーター」という言葉を使ったが、それでは物足りない感がある。主体的に進めていくこと、を求めている。

◇市町から相談・支援要請があった際、県から見て有力な産業団地となりうる場合には、ここがダメ、ここがダメというチェックだけではなく、先に述べたような県が誇る情報力、国との交渉力、企業局の開発力、そして優秀なマンパワーを発揮して、それを実現するために市町を支える、あるいは牽引することを、市町は期待していると思う。

企画の段階から、政策立案の段階から、企業局が参画していくのも一つだと思う。

◇厳しい言い方になるが、好調といっても、立地件数は北関東 3 県で比較すると 5 年連続で最下位である。現状に甘んじることなく、将来へつなげるためにも企業立地に全力を傾注してほしい。

◇立地企業への補助金制度に関する記事で、「新しく何かというのは難しい」という産業政策課のコメントがあった。

地元への発注。プラス α の支援策についても、繰り返し要望してきた。

おそらく、地元への偏りが過ぎると大手ゼネコンが持つ有力な情報が得にくくなるのではないかという心配もあるのではないかと思う。

その制度設計は皆さんがプロ。JV を組んだ場合、とか、その割合とか。

実際にゼネコンと話をし、相談なり研究をしてみたらいいと思う。

3) 更なる観光誘客の推進について

本県への新たな人の流れをつくり、流入人口の増加、定住人口の増加につなげていくためには、栃木県が移住先・定住先の候補としてあげられることが第1歩であり、そのためにも、本県の情報発信力を高め、知名度やブランド力を向上させていくことは不可欠です。

また、実際に本県に足を運んでいただき、まさにDCのキャッチコピーにあるとおり、本物の出会い、をしていただくことが極めて重要となります。

DC本番が終了しました。現在、その具体的な数字を集計しながら、分析、検証を行っている最中かと思えます。

観光庁が発表した「旅行・観光消費動向調査」によると、今年4～6月の日本人旅行者の旅行消費額、延べ旅行者数はともに前年同期を下回り、残念ながら本県においても同様の傾向が示されました。

観光庁担当者は「桜の開花が早かったことやガソリン価格が高騰したこと」を要因としていますが、いずれの理由にしても、本県には極めて厳しい結果であります。

そこで、県は、DC本番を終え、アフターDCさらにはその先へと持続的な県内への観光誘客につなげていくために、今後、どのように取り組んでいくのか、産業労働観光部長にお伺いします。

(再質問)

チェック・アクションに移っていく中で、旅行者、旅行会社からの声、県内観光関連産業からの声、等を収集・分析し、今後につなげていく重要な時期である。

中でも、パートナーであるJR大宮支社とは、率直に、本音で、意見を交わす必要がある。これまでの他県で開催したDCとの比較、期待値との合致、あるいは乖離、など。

どの程度の話し合いをしているか？

(再質問)

ここでもレガシーという言葉を使っているが、このDCを契機として県内の地域資源、観光素材をブラッシュアップするという目的を持った、将来に向けてとても重要な観光キャンペーンであるはずだ。(従来から開催しているイベントの名前を変えただけ、という程度のものであるとしたら、それでは難しい。)

数字としての結果は結果として、その過程における対応、熱意、そういった部分において失望が残るようなことがあってはいけない。二度とDCを迎えられなくなってしまう。

来年春のアフターに向けて、極めて重要な時期、正念場を迎えている。

来年は群馬県においてプレ DC が行われる。隣接する県でアフターとプレが開催されるわけであるが、ここに向かってどのような準備を進めているのか？

◇今議会にあたり、補正予算のヒアリングの席で、DC 本番を終えアフターに向けて特に必要なことはないか、積極的に仕掛けたい事業はないか、予算は十分なのか、質問した。

そこでは「当初予算で見ているから特にない」という回答であった。

なぜ繰り返し質問したかということ、DC 本番が始まる前に組んだ今年度当初予算では見えていなかったことはないのか？ ということである。

◇Win-Win の関係とか、互惠関係とか表現されるように、本県に来てくれ、だけではなく、相手の求めるものをこちらで提供する努力をする必要があるのではないか。

農産物を購入してほしいければ、相手の特産品をこちらで紹介したり取り扱ったり、イベントで特設ブースを設けたり、また、こちらから西日本（関西、大阪など）への旅行者が増加するような企画をするなど、「お互いに」ということを意識すべきである。

◇ローカルテレビ局の番組交換も有効な手段ではないか。とちぎテレビと関西のローカルテレビ局の間での相互の協力体制を支援すべきである。

◇よい商品があるだけでは売れない。広告・宣伝がなければいけない。ここに予算をかけるべきである。観光素材・地域資源を磨き上げる商品力+広告宣伝力ということをもっと意識してもらいたい。

3. 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の準備について

今年の国民体育大会は、来週 9 月 29 日から福井県で開催され、福田知事も栃木県選手団の団長として総合開会式に出席されると聞いており、本県選手団の活躍が大いに期待されています。

一方、4年後に迫った「いちご一会とちぎ国体」については、2023年から「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に変更されることになったため、「国体」という名称で行われる最後の記念すべき大会となります。

そして、いよいよ来年は、文部科学省と公益財団法人・日本スポーツ協会による総合視察を経て、2022年の第77回国民体育大会の本県開催が正式に決定される見込みであり、開催に向け万全な体制の下、本格的な準備に取り組んでいく必要があります。

また、国体に続き第22回全国障害者スポーツ大会が開催されることから、両大会の連携をしっかりと図った上で、大会準備を行うことが必要と考えます。

そこで、2つの大会の成功に向けた準備について、今後、推進体制を含めどのように進めていくのか、知事にお伺いします。

<意見・要望>

◇全スポに不安がある。宿泊、移動その他。各競技団体などと話し合いを密にして、万全の準備を望む。

全スポを機に、県体育協会、教育委員会スポーツ振興課がどう障がい者スポーツに関わっていくか、議論を深めていただきたい。

4. 農業の成長産業化に向けた戦略的な展開について

政府は、TPPやEPAなどの経済連携協定をはじめ、水産物や加工食品を含めた農林水産物・食品の輸出額を2019年に1兆円にするという目標を掲げ、農業のグローバル化に向けた取組を進めています。

一方、国内に目を向けると、米政策の大幅な見直しや、稲や麦などの種子の安定供給を都道府県に義務付けてきた「主要農作物種子法」^{のうさくぶつ}の廃止、さらには、卸売市場の開設に関わる規制緩和などを盛り込んだ「卸売市場法」の改正など、これまで我が国の農産物の生産や流通を支えてきた仕組みが大きく変わろうとしています。

これまでの農政は、食料の安定供給という観点から、国主導で展開されてきましたが、グローバル化の進展や規制緩和など時代が大きく変化する中、農業者の不安を払拭し、本県農業をさらに発展させていくためには、私は、本県独自の農政を展開していく必要があると考えます

特に、「主要農作物種子法」の廃止に関しては、種子の生産はコストの問題もあり、すぐに民間が参入できる状況ではなく、地元の農業者からは、「法律がなくなり、どのように種子が生産されていくのか心配だ」などの声を聞くこともあります。

今後、戦略的な農業生産をめざしていくためには、条例の制定などにより、しっかりとした生産体制をつくっていくべきではないかと考えます。

現在、県は、「とちぎ農業"進化"躍動プラン」に基づき、成長産業として進化する農業の確立を目指して、各種施策に取り組んでいます。

先日、本プランの2年半の中間検証結果によると、結果について検証を行うため、農業や食品等の関係団体や学識経験者等で構成する中間検証会議が開催されました。当日の資料を見ますと、多くのプロジェクトは順調に進んでいる印象ですが、これからの時代を勝ち抜いていくためには、さらに踏み込んだ戦略的な施策の展開が必要と感じています。

そこで、将来を見据え、農業の成長産業化に向けた本県独自の農政をどのように展開していくのか、農政部長にお伺いします。

<意見・要望>

◇同じ趣旨の要望が県内の複数の農協からも提出されている。

- ・種子行政の後退を懸念している。
- ・主要農作物の安定生産と品質向上のために、種子の安定供給体制が必要。

といった内容である。

当面、平成30年の1年限りの通知であるが、これを「条例」の形で恒久的に明確にして

ほしい。

◇条例制定にあたっては、廃止された法律と全く同じ内容で条例を制定するのは矛盾する。
「栃木県らしさ」＝独自性を打ち出していくべきである。

例えば、組織的に苗を生産している「イチゴ」や「米」に加えて、栃木県オリジナルの品種も対象に加える。生産を強くしていくための戦略的作物を対象にする。

◇埼玉県、新潟県、兵庫県が制定済みで、北海道、山形、長野、富山が制定に向けて動いている。

参考にすべきは北海道ではないかと思う。

北海道の条例案は、“北海道らしい条例”を念頭に、

- ・生産者や関係機関、団体と連携し、一体で種子を安定生産する
- ・JA との連携を引き続き深め、民間活力を条例で最大限に活用していく
- ・種子の生産技術などが不正流出しないよう知的財産の保護を盛り込むようである。

5. 新たな広域道路交通計画の策定について

急速な人口減少や少子高齢化が進む中、地域活力を維持し、地方創生を実現するためには、地域間の交流・連携を強化し交流人口を拡大する必要がある、そのためには、高規格幹線道路をはじめとする広域道路ネットワークの整備を着実に推進していくことが重要であります。

我々、とちぎ自民党としては、先の6月の議会において「地方創生を実現する広域道路ネットワークの整備推進等を求める意見書」を提案・議決するとともに、五十嵐議長を筆頭に、福田知事にも同行いただき、政府関係機関に働きかけをおこなってまいりました。

一方、国においては、今年3月、道路法改正により、「平常時、災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保」を図るため、物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」を創設しました。重要物流道路として指定されるためには、まずは各都県が「新たな広域道路交通計画」を策定することが必要となります。

このため、県は、平成10年度に策定した「広域道路整備計画」を20年ぶりに見直して、「新たな広域道路交通計画」を策定する作業に着手したところです。我が党が進める地方創生を実現する広域道路ネットワークの整備を推進していくうえでもこれは地方にとってとても重要な計画であると捉えており、策定にあたっては、社会情勢の変化や地域の要請を的確に捉えていくことが重要であると考えます。

そこで、本県の「新たな広域道路交通計画」の検討状況や今後の進め方、計画の方向性について県土整備部長にお伺いします。

<意見・要望>

◇当該計画が、今後の道路整備の羅針盤となるよう期待するところである。

◇こうした計画は、策定に留まること無く如何に実現させていくかが非常に重要である。このため、計画が画餅に帰すことのないよう、これを実現させていく行程表を明確にするべきである。

また、総合スポーツゾーンや鬼怒テクノ通りなどの、大規模プロジェクトの完了が近づくと、今後の社会資本整備をどのように進めていくかも明確にしていく必要があると考える。

◇「新たな広域道路交通計画」の作成に併せ、その行程表となるアクションプログラムを策定・公表するなど、計画や目標を明確にしたうえで、計画的に事業に取り組むよう要望する。

◇災害時の物流確保という観点はもちろん、経済的な視点から、港や空港、東京をはじめと

するマーケットといかにスムーズに結ぶか、戦略的にこれらと県内のどこを結ぶか、計画を策定していく中で議論してほしい。

6. 障害者雇用について

中央省庁や自治体における障害者雇用の問題については、県教育委員会でも、平成24年度以降、国の指針に沿わない算定を行ってきたことが判明する事態となりました。県教育委員会には、猛省を促すとともに、失われた信頼回復に努めてもらいたいと思っています。

障害者雇用については、障害により分け隔てしない「共生社会」の実現を目指して、官民それぞれの立場から、法定雇用率の達成に向け、取り組むべきであり、教育の現場も同様です。

そこで、県教育委員会における障害者雇用の問題について、原因をどのように捉え、今後、どのように対応していくのか、教育長にお伺いします。

(再質問)

まず、教員枠について、

- ・教員の採用にあたり、どのような工夫をしているか？
- ・また、実際に、募集定員に対する応募状況はどうなっているか？

続いて、事務職員について、

- ・事務職については、現在の雇用率はどうなっているか？
- ・さらに割合を増加させる余地はあるか？

(再質問)

・議会初日の「知事説明要旨」の中で、福田知事は「今後、教育委員会と連携しながら、障がい者の特性に応じた仕事の確保や、働きやすい環境づくりを進めることにより、早期に法定雇用率を達成し、障がい者雇用の推進に努めて参ります」と述べられたが、教育委員会としては具体的にどのように取り組むのか？

<意見・要望>

◇特別支援学校高等部、高等特別支援学校からの採用を計画的に行ってほしい。

◇ガイドラインを順守し、なおかつ、法定雇用率を達成している 11 府県について、どのような取り組み、工夫をしているか、しっかりと研究し、本県での目標達成につなげてほしい。